

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○ 規則                                 | 三三 |
| ○ 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則             | 三三 |
| ○ 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則       | 三三 |
| 告 示                                  | 三三 |
| ○ 公金の収納の事務を委託した件四件                   | 三三 |
| ○ 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件             | 三三 |
| 公 告                                  | 三三 |
| ○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件          | 三三 |
| ○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件          | 三三 |
| ○ 随意契約の相手方を決定した件                     | 三三 |
| ○ 福島県教育委員会教育長                        | 三三 |
| ○ 一般競争入札を行う件                         | 三三 |
| ○ 福島県選挙管理委員会                         | 三三 |
| ○ 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件 | 三三 |

## 規 則

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

### 福島県規則第十八号

#### 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一号様式備考2、第二号様式備考4、第三号様式備考2、第四号様式備考、第七号様式備考6、第八号様式備考6、第十号様式備考6及び第十号様式の二備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「2 児童福祉法第34条の20第1項第1号に該当するに至ったため」

第十一号様式中 3 児童福祉法第34条の20第1項第2号から第4号までのい

ずれかに該当するに至ったため（第 号該当） 3  
4 児童福祉法施行規則第1条の35に規定する要件に該当し  
なくなくなったため

児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれかに該当する  
に当たったため  
児童福祉法施行規則第1条の35に規定する要件に該当し  
なくなくなったため

「日本産業規格」を「日本工業規格」に改める。に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十一号様式の二備考3、第十一号様式の三備考2、第十二号様式備考3、第十四号様式備考4、第十五号様式備考、第十五号様式の二備考2、第十五号様式の三備考、第十五号様式の四備考、第十六号様式備考、第十七号様式備考、第十八号様式備考、第十九号様式備考、第二十号様式備考及び第二十一号様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に改正前の福島県児童福祉法施行細則のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県児童福祉法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

（児童家庭課）

### 福島県規則第十九号

#### 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

## 告 示

福島県告示第二百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和元年九月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 福島県営住宅家賃等(県北地区)の収納事務
  - 2 福島県営住宅家賃等(いわき地区)の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
  - 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第二百五十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和元年九月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等(県中・県南地区)の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 太平ビルサービス株式会社郡山支店
  - 2 所在地 郡山市虎丸町二十一番十号
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第二百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和元年九月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等(会津地区)の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 浅沼産業株式会社
  - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号

三 収納の事務を委託する期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第二百六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
令和元年九月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等(相双地区)の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 庄司建設工業株式会社
  - 2 所在地 南相馬市原町区青葉町一丁目一番地
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第二百六十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年九月三日次のとおり指定した。  
令和元年九月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- |        |          |              |
|--------|----------|--------------|
| 氏名又は名称 | 住所       | 指定の有効期間      |
| 会津よつば農 | 会津若松市扇町三 | 令和元年九月三日から   |
| 業協同組合  | 五番地一     | 令和六年三月三十一日まで |
|        |          | 組合 伊南支店      |
|        |          | 南会津郡南会津町古    |
|        |          | 町字居平一三番地四    |
- (出納総務課)

公 告

公告第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、伊達市から県  
北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧  
に供する。

令和元年九月十三日

- 一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
 (都市計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

**公告第九十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
 (都市計画課)

(都市計画課)

**公告第99号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 抗インフルエンザウイルス薬行政備蓄用イナビル吸入粉末剤20mg  
 300容器 成人150治療分 513箱（76,950人分）  
 2容器 成人1治療分 2,050箱（2,050人分）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 令和元年8月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 136,780,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
 特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

**公告第7号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立岩瀬農業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年9月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立岩瀬農業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和元年12月1日から令和7年11月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は

相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月3日(木)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号969-0401 福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地

福島県立岩瀬農業高等学校事務室

電話0248-62-3145

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年9月13日(金)から同年10月3日(木)まで(土曜日、日曜日、同年9月16日及び同月23日を除く。)の午前8時20分から午後4時50分まで

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年10月3日(木)午後4時までに必着で請求すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年10月23日(水)午後1時30分 福島県立岩瀬農業高等学校2階会議室(福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地)

- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年10月21日(月)午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 23 October, 2019

- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 21 October, 2019

- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Iwase Agriculture High School, 207 Sakura-machi, Kagamiishi Town, Iwase County, Fukushima 969-0401 Japan TEL 0248-62-3145

(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、浅川町選挙管理委員会から報告があった。

令和元年九月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 令和元年九月二日                      | 指定年月日      |
| 浅川町大字<br>箕輪字山敷<br>田五六番地<br>の八 | 指定施設の所在地   |
| 浅川共同福祉施設                      | 指定施設の名 称   |
| 浅川町長                          | 指定施設の管 理 者 |
| 一〇八・五平方メートル                   | 聴衆席の面積     |
| 七〇人                           | 聴衆席収容見込人員数 |